

令和8年度採用 山梨県公立小中学校非常勤講師 募集要項

山梨県教育委員会

1 目的

この実施要項は、令和8年度に採用する山梨県の公立小中学校の非常勤講師（会計年度任用職員（パートタイム））の募集について定めたものである。

2 応募資格

次の各号のすべてに該当すること。

- (1) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事項に該当しない者
- (2) 志望する校種、教科等に相当する教諭の免許状を所有する者、又は令和8年3月31日までに取得見込みの者
- (3) 臨時的任用教職員バンク（以下「人材バンク」という。）に登録されている者
注）登録は、臨時的任用教職員等勤務記録カード（以下「臨採カード」という。）を山梨県教育庁義務教育課に提出することにより完了するため、**未登録者にあつては受検申込時に併せて提出すること。**

注）臨採カードは、義務教育課、各教育事務所において配布しており、郵送でも請求できるものであること。（詳細は、山梨県ホームページの義務教育課「教育職員の臨時的任用」ページを参照）

3 身分

改正地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員
（地方公務員法及び教育公務員特例法の適用あり）

4 募集する校種・教科（科目）

- (1) 小学校教員
- (2) 中学校教員（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語）
- (3) 養護教員（小学校、中学校）*初任者研修の後補充としての非常勤講師のみの募集

* 募集人数は、来年度の各小中学校の児童生徒数等に応じて令和8年3月以降に決定する。

5 任用期間

原則として

- (1) 令和8年4月1日から令和8年7月末頃まで（前期）
- (2) 令和8年8月末頃から令和9年3月31日まで（後期）
- (3) その他、各所属で必要と認められる期間

6 勤務時間

- ・ 週1日から5日の間
- ・ 1日あたり1時間から7時間の間

詳細については採用される学校の学校長が定める。（参考：別表「非常勤講師勤務内容等一覧」）

7 申込手続

- (1) 申込に必要な書類等
 - ① 非常勤講師募集申込書
 - ② 教員免許状の写し、または免許状取得見込み証明書の写し

- ③ 更新講習修了確認証明書等の写し（免許の更新等をしている場合）
- ④ 臨採カード（未登録者または直近3年以内に山梨県教育委員会にて非常勤講師・任期付教職員・臨時的任用職員（代替職員・期間採用職員）としての勤務実績がない者の場合）

(2) 申込書類等の提出

- ① 提出先 〒400-8504

甲府市丸の内一丁目6-1（防災新館3階）

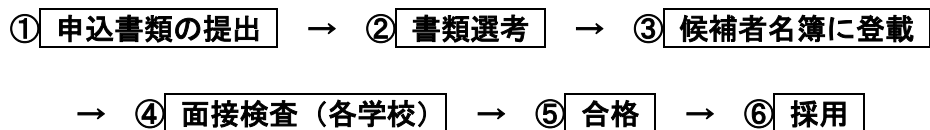
山梨県教育庁義務教育課人事担当

*** 現在、公立小中学校に勤務している非常勤講師については、当該勤務校へ提出（学校の指示に従うこと）**

- ② 提出方法 申込書類等は原則郵送とする。（メール便等の消印のないものは不可）
封筒の表に「非常勤講師の募集申込書在中」と朱書きすること。
- ⑤ 受付期間 令和7年12月15日（月）以降、随時。ただし、令和8年4月当初からの任用を希望する場合は原則として令和8年2月13日（金）までに申込書等を提出すること。

8 採用までの流れ

県教育委員会は、上記の申込手続をした者を、書類選考を経て候補者名簿に登載を行う。登載された者には、各小中学校において任用の必要性が生じた時点で、別途、面接検査を行い、合格した者を非常勤講師として採用する。



* 令和8年4月当初の採用に当たっては、令和8年3月末までに各学校長から採用予定者本人に通知する。

9 名簿登載

候補者名簿への登載は、登載日から令和9年3月まで有効とする。

以下の事項に該当する場合は、登載期間にかかわらず、名簿から削除する。

- (1) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事項に該当する場合等、選考を受ける資格を欠いていることが明らかになった場合
- (2) 心身の故障その他の理由により、山梨県教育委員会が非常勤講師としての適性を欠くと認めた場合
- (3) 名簿登載者本人から、書面により名簿登載辞退の申出があった場合

10 面接検査

- (1) 日 時 令和8年3月上旬以降
- (2) 会 場 県内各小中学校
- (3) 持 ち 物 ①履歴書（空白期間のないように記入すること）
②教員免許状、または免許状取得見込み証明書
③更新講習修了確認証明書等の写し（免許の更新等をしている場合）
- (4) 検査結果 面接を実施した小中学校長から本人に電話で連絡する。
* 面接検査の日程等の詳細については、募集する学校の要件と合致する方には、3月上旬以降に、勤務予定の小中学校長から本人に電話で連絡する。

1 1 報酬

- (1) 報酬は勤務時間に応じて支給する。
(参考：令和7年度は1時間当たり2,940円(臨時免許状の場合は2,580円))
- (2) 通勤のために要した費用については勤務日数に応じて支給する。
- (3) 期末手当及び勤勉手当については支給しない。

1 2 その他連絡事項

- (1) 非常勤講師として採用されるためには、申込及び選考検査の受検が必須となること。
- (2) 県立学校の非常勤講師募集については各県立学校で実施するため、希望する場合は別途申し込みを行うこと。
- (3) 希望する勤務地区や勤務形態に添えない場合もあることに留意すること。
- (4) 候補者名簿に登載されたとしても、採用の必要がない場合や、採用の必要が生じた学校の条件が本人の希望と合致しない場合などには面接検査を行わない、あるいは名簿登載と面接検査の間が空く場合もあるので留意すること。
- (5) 会計年度任用職員には信用失墜行為の禁止や守秘義務を有すること等、地方公務員上の服務規律が適用となること。また、分限及び懲戒については、正規職員と同様であること。
- (6) 申込書、履歴書等の記載事項に虚偽若しくは不正があることが明らかになった場合には、採用を取り消す場合があること。
- (7) 申込書等に記載された個人情報は、本検査目的のためにのみ使用し、その他の目的では利用しないこと。
- (8) 問い合わせ先
山梨県教育庁義務教育課人事担当 TEL: (055) 223-1757 (直通)

非常勤講師勤務内容等一覧

別表

教育庁総務課・義務教育課

種類	加配目的	勤務時間	勤務内容	留意事項	旅行命令
きめ細かな指導加配非常勤講師	少人数授業やチームティーチングなど、多様できめ細かな指導を支援するために非常勤講師を配置する。	年間700時間以内 (週20時間×35週)	学校教育法施行規則別表第一又は第二に掲げる各教科、道徳、特別活動(※1・2)、総合的な学習の時間の指導及びその教材作成等に充てる。	一人当たり最低週10時間以上の指導時数の増を出すこととし、その二分の一以上を基本教科(小学校:算数、中学校:英語・数学・理科)に充てること。	左記勤務内容に係るものであれば可能
小学校アクティブクラス非常勤講師	小学校1年生から6年生に対して、少人数授業やチームティーチングなど、多様できめ細かな指導を支援する。	年間700時間以内 (週20時間×35週)	学校教育法施行規則別表第一に掲げる各教科、道徳、特別活動(※1)、総合的な学習の時間の指導及びその教材作成等に充てる。	一人当たり最低週10時間以上の指導時数の増を出すこととし、その二分の一以上を基本教科(国語・算数・理科)に充てること。	左記勤務内容に係るものであれば可能
中学校はぐみプラン非常勤講師	小学校から中学校への移行期にあたる中学校1年生から3年生に対し、学習、生活両面でのきめ細かな指導を支援するために非常勤講師を配置する。	年間700時間以内 (週20時間×35週)	学校教育法施行規則別表第二に掲げる各教科、道徳、特別活動(※2)、総合的な学習の時間の指導及びその教材作成等に充てる。	一人当たり最低週10時間以上の指導時数の増を出すこと。取扱要綱第3条1号及び2号により配置される非常勤講師については、指導時数の増の二分の一以上を基本教科(英語・数学・理科)に充てること。	左記勤務内容に係るものであれば可能
中学校学習支援加配非常勤講師	中学校における経済的な困難を抱える生徒などへの学習支援を行うため、小学校段階での学習内容の定着や学習上のつまづき解消などの取組を行う中学校に非常勤講師を配置する。	年間700時間以内 (週20時間×35週)	学校教育法施行規則別表第二に掲げる各教科、道徳、特別活動(※2)、総合的な学習の時間の指導(課外の補充学習指導を含む)及びその教材作成等に充てる。	一人当たり最低週10時間以上の指導時数とする。	左記勤務内容に係るものであれば可能
教育実習校支援非常勤講師	山梨大学の教育実習生を受け入れる小中学校に対して、教育実習生を指導する教員の後補充など教育実習校支援のために配置する。	年間700時間以内 (週20時間×35週)	学校教育法施行規則別表第一又は第二に掲げる各教科、道徳、特別活動(※1・2)、総合的な学習の時間の指導及びその教材作成等に充てる。	一人当たり最低週10時間以上の指導時数とする。	左記勤務内容に係るものであれば可能
特別支援学級加配非常勤講師	障害の程度が重度の児童生徒が在籍し、通常の学級運営または教育指導を行うことが困難と認められる場合において、これを解消するために配置する。	年間700時間以内 (週20時間×35週)	特別支援学級の運営等に関わるものに限る。		左記勤務内容に係るものであれば可能
主幹教諭配置校支援非常勤講師	主幹教諭の後補充など主幹教諭設置校の支援のために非常勤を配置する。	年間700時間以内 (週20時間×35週)	学校教育法施行規則別表第一又は第二に掲げる各教科、道徳、特別活動(※1・2)、総合的な学習の時間の指導及びその教材作成等に充てる。	一人当たり最低週10時間以上の指導時数とする。	左記勤務内容に係るものであれば可能
通級指導対応加配非常勤講師	通級指導教室における、障害に応じた特別の指導のために非常勤を配置する。	年間700時間以内 (週20時間×35週)	通級による指導及び通級指導教室の運営等に関わるものに限る。		左記勤務内容に係るものであれば可能
コミュニティ・スクール導入等促進加配非常勤講師	コミュニティ・スクールの導入等に取り組む小中学校に対して、地域における組織や運営体制づくりのために非常勤を配置する。	年間700時間以内 (週20時間×35週)	コミュニティ・スクールの導入等に関わるものに限る。		左記勤務内容に係るものであれば可能
先導的実践研究加配非常勤講師	先導的実践研究指定校である小中学校に対して、研究テーマに応じた取り組みを行うために非常勤を配置する。	年間700時間以内 (週20時間×35週)	当該研究テーマに関わるものに限る。		左記勤務内容に係るものであれば可能
小規模中学校免許外非常勤講師	中学校における免許外教科担任の解消を図るために非常勤講師を配置する。	発令通知書による	免許外となる教科、総合的な学習の時間の指導及びその教材作成等に充てる。		左記勤務内容に係るものであれば可能

非常勤講師勤務内容等一覧

教育庁総務課・義務教育課

種類	加配目的	勤務時間	勤務内容	留意事項	旅行命令
初任者研修非常勤講師	拠点校指導教員の配置が困難である1人配置校に対して、非常勤講師を配置する。	年間735時間以内 (週21時間×35週)	指導教員及び初任者が担当する各教科、道徳、特別活動(※1・2)、総合的な学習の時間の指導及びそれに伴う教材作成等に充てる。		不可
	拠点校方式において、初任者が校外研修を受ける際の後補充として非常勤講師を配置する。	校外研修がある日(年15日)に7時間以内 年間105時間以内 (1日7時間×15日)	初任者が校外研修の日に担当する各教科、道徳、特別活動(※1・2)、総合的な学習の時間の指導及びそれに伴う教材作成等に充てる。		不可
入院児童生徒教育体制強化事業非常勤講師	医療機関内に設置されている公立小中学校の分校において、入院児童生徒等の教育機会の確保に関する研究に従事する教員の後補充などのために配置する。	年間760時間以内 (週19時間×40週)	入院児童生徒等の教育機会の確保に関する研究に従事する教員の後補充に関わるものに限る。		左記勤務内容に係るものであれば可能
院内分校特別加配非常勤講師	医療機関内に設置されている公立小中学校の分校において、よりきめ細かな指導を行い、十分な学習機会を確保するために配置する。	年間700時間以内 (週20時間×35週)	医療機関内に設置されている分校において、入院児童生徒への各教科の指導に充てる。(本校から分校に向き、各教科の指導に当たる教員の後補充も可とする。)		左記勤務内容に係るものであれば可能
中高連携加配非常勤講師	中高連携を推進する公立中学校において、学校の負担等を軽減するために配置する。	年間700時間以内 (週20時間×35週)	中高連携の推進のために必要な各教科等の指導または関連業務に充てる。(中高連携に従事する教員の後補充も可とする。)		左記勤務内容に係るものであれば可能
不登校生徒指導加配非常勤講師	不登校対応教員の持ち授業時数を軽減させ、学校全体での柔軟な不登校指導体制づくりを行うため	年間700時間以内 (週20時間×35週)	学校教育法施行規則別表第一又は第二に掲げる各教科、道徳、特別活動(※1・2)、総合的な学習の時間の指導及びその教材作成等に充てる。	一人当たり最低週10時間以上の指導時数とする。	左記勤務内容に係るものであれば可能
小中学校体育連盟加配非常勤講師	小中学校体育連盟に派遣される教員の持ち授業時数を軽減させるために配置する。	年間700時間以内 (週20時間×35週)	学校教育法施行規則別表第一又は第二に掲げる各教科、道徳、特別活動(※1・2)、総合的な学習の時間の指導及びその教材作成等に充てる。		左記勤務内容に係るものであれば可能
公立小中学校非常勤講師	公立小中学校の学校長が必要と判断した時に、配置する。	年間700時間以内 (週20時間×35週)	学校教育法施行規則別表第一又は第二に掲げる各教科、道徳、特別活動(※1・2)、総合的な学習の時間の指導及びその教材作成等に充てる。		左記勤務内容に係るものであれば可能
小学校専科指導加配非常勤講師	公立小学校において、教科専門的な指導を行う教員が必要と判断したときに、配置する。	年間700時間以内 (週20時間×35週)	学校教育法施行規則別表第一に掲げる各教科、道徳、特別活動(※1)、総合的な学習の時間の指導及びその教材作成等に充てる。	以下の資格要件を満たすものとする。 ①「算数、理科、体育、外国語」の優先教科での活用をする。 ②一人当たり週12時間を目標としつつ、概ね10時間程度を優先教科で実施する。 ③以下のいずれかを満たす者 ・対象教科の中学校、高等学校の免許状保有者 ・対象教科の専科指導を3年程度実施していた者 ・教科研究会等の活動、研修履歴、著名な実績等が一定程度あると教育委員会が認めた者	左記勤務内容に係るものであれば可能

※1 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動(学校給食に係るものを除く。)に充てるものとする。

※2 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める学級活動(学校給食に係るものを除く。)に充てるものとする。